

第三次瑞浪市環境基本計画の策定について

1. 目的

本市では、瑞浪市環境基本条例に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年に第2次瑞浪市環境基本計画（以下「現行計画」という。）を策定し、計画の基本理念や本市の目指す環境像を掲げ、その実現に向け達成すべき目標や施策を定めて、取り組みを行ってきました。その後、平成30年3月に計画の中間見直しを行い、令和5年度に計画期間を終了することから、第三次瑞浪市環境基本計画（以下「次期環境基本計画」という。）を策定します。

次期環境基本計画においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：令和三年六月二日法律第五十四号）に定める「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を位置づけ、温室効果ガス排出削減等に向けた総合的かつ計画的な施策を策定し、取組を推進します。

また、本市の事務事業に関する温室効果ガス排出抑制に向けた削減目標及び施策を定める「瑞浪市地球温暖化対策実行計画」※についても、次期環境基本計画へ統合することとします。

※地球温暖化対策実行計画のうち事務事業編

2. 計画の位置づけ

環境基本計画は瑞浪市における今後の環境施策の基本方向を示すものであり、市が施行する他の部門における環境保全の関連事項は、本計画に示す方向に沿って、策定、推進を図るものとします。

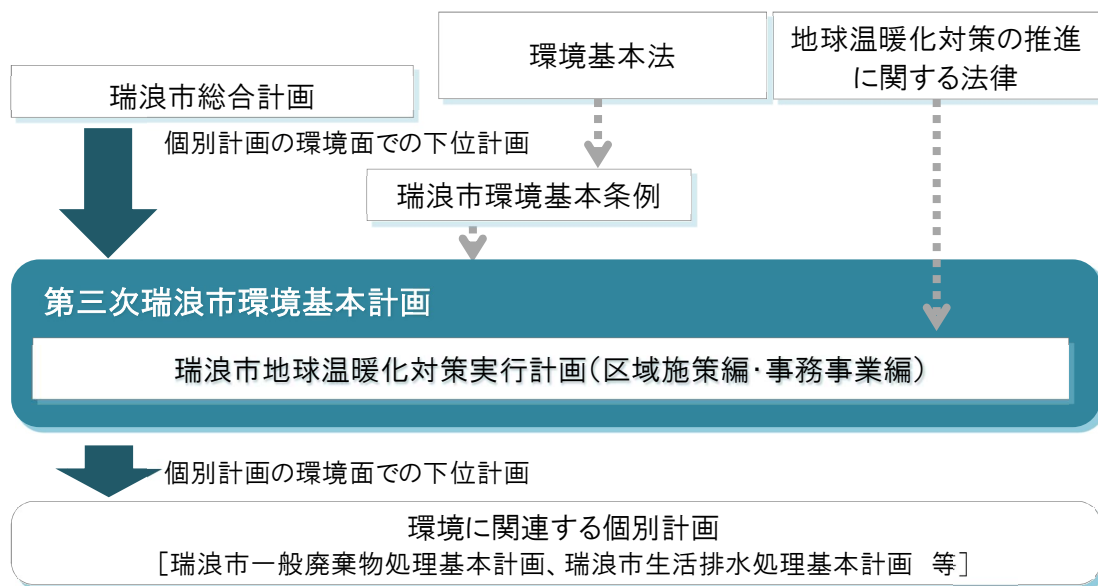


図 計画の位置付け

3. 地球温暖化対策実行計画の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画です。区域施策編は、市内の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。一方、事務事業編は、市役所における事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する事項を定める計画で、国の「地球温暖化対策計画」に即して策定し実行することが義務付けられています。

表 地球温暖化対策実行計画の実施主体と主な掲載内容

区分	計画	実施主体	主な掲載内容
新規	区域施策編	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民 ● 事業者 ● 行政 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の基本的事項（目的、計画期間、対象とする温室効果ガス） ● 温室効果ガス排出量の推計・要因分析 ● 計画の目標 ● 温室効果ガス排出削減に関する施策、各主体の取組 ● 推進体制
改訂	事務事業編	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の基本的事項（目的、計画期間、対象とする温室効果ガス、事務事業編の対象とする範囲） ● 温室効果ガス排出量の算定 ● 計画の目標 ● 温室効果ガス排出削減に関する施策、各主体の取組 ● 事務事業編の進捗管理の仕組み

4. 検討手順

下記の実施フローに沿って計画策定に関わる調査、検討及び計画書作成を行います。

地域再生可能エネルギー導入目標策定に関して、調査事項は環境基本計画策定と連動し、再生可能エネルギーの導入目標や施策などの計画策定全般に関わるの検討結果は、来年度の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）作成へ反映します。

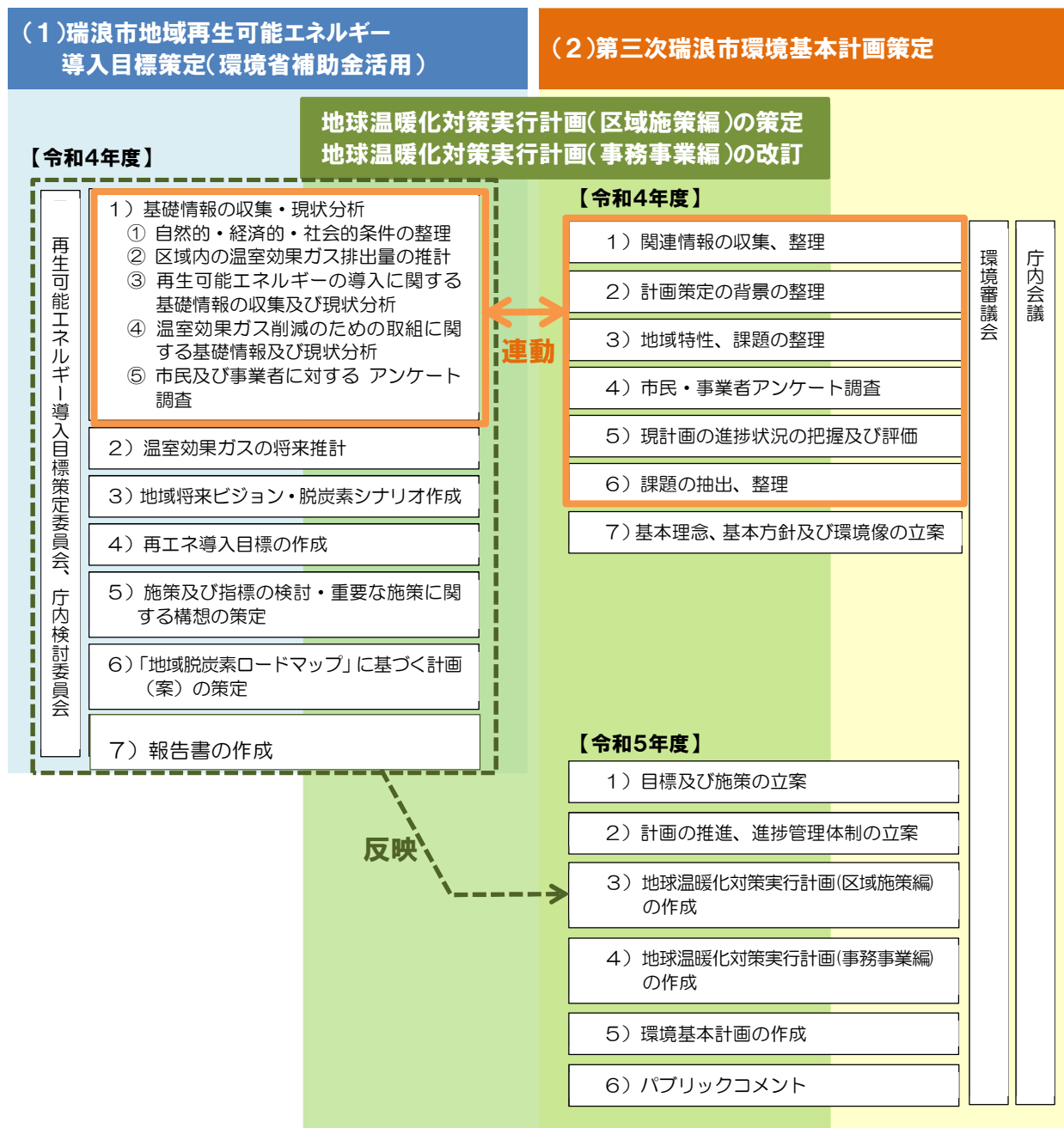


図 計画策定に関する実施フロー

5. 計画構成案

次期環境基本計画の構成案は下記のとおりです。

章・項目	
第1章	計画策定について
	1 計画策定の背景・目的
	2 計画の基本的事項
	(1) 計画の性格と役割
	(2) 計画期間と目標年次
	(3) 計画の対象
	(4) 前計画の評価
第2章	瑞浪市の環境の特徴と課題
	1 瑞浪市の環境の特徴(自然環境、生活環境、快適環境)
	2 市民・事業者の意識(アンケート調査結果)
	3 瑞浪市が特に取り組むべき課題
第3章	望ましい環境像と環境基本目標
	1 望ましい環境像
	2 環境目標
第4章	環境の保全と創出に向けた各主体の取り組み
	1 施策の体系
	2 各主体の取組
	自然環境 (農地・森林／河川・水辺／動植物・生態系／自然とのふれあいなど)
	生活環境 (大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物など)
	快適環境 (公園・緑地／歴史・文化的環境／まち美化など)
	環境保全に取り組む基盤づくり (環境教育・環境学習／各主体の環境保全など)
	3 進捗管理指標一覧
第5章	地球温暖化対策実行計画 ー区域施策編ー
	1 温室効果ガス排出量の現状と課題
	2 温室効果ガス排出量の削減目標
	3 地球温暖化対策の取組
第6章	地球温暖化対策実行計画 ー事務事業編ー
	1 温室効果ガス排出量の現状と課題
	2 温室効果ガス排出量の削減目標
	3 地球温暖化対策の取組
第7章	計画の推進・進行管理
	1 計画の推進
	2 推進体制
	3 進行管理
	4 計画の見直し

地球温暖化対策実行計画

6. 計画策定のスケジュール

	令和4年度							令和5年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 瑞浪市地域再生可能エネルギー導入目標策定【令和4年度】																			
1) 基礎情報の収集・現状分析																			
2) 温室効果ガスの将来推計																			
3) 地域将来ビジョン・脱炭素シナリオ作成																			
4) 再エネ導入目標の作成																			
5) 施策及び指標の検討・重要な施策に関する構想の策定																			
6) 「地域脱炭素ロードマップ」に基づく計画(案)の策定																			
7) 報告書の作成																			
(2) 第三次瑞浪市環境基本計画策定																			
【令和4年度】																			
1) 関連情報の収集、整理																			
2) 計画策定の背景の整理																			
3) 地域特性、課題の整理																			
4) 市民・事業者アンケート調査																			
5) 現計画の進捗状況の把握及び評価																			
6) 課題の抽出、整理																			
7) 基本理念、基本方針及び環境像の立案																			
【令和5年度】																			
1) 目標及び施策の立案																			
2) 計画の推進、進捗管理体制の立案																			
3) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の作成																			
4) 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の作成																			
5) 環境基本計画の作成																			
6) パブリックコメント																			
(3) ゼロカーボンシティ宣言の妥当性の検討																			
合意形成に向けた会議																			
再生可能エネルギー導入目標策定委員会【令和4年度のみ】																			
環境審議会																			

